

令和3年度 第5回香取市農業委員会総会議事録

令和3年8月4日

8月4日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は15名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	7番	寺	島	美	幸
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤	寛						

1. 欠席委員は3名、その氏名は下記のとおり

6番	遠	藤	宏	10番	富	澤	克	彦
15番	林	藤	江					

事務局職員出席者

管理班長 石 毛 明 子 農地班長 滑 川 典 文

主 査 玉 造 浩 之

主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時53分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、15名です。欠席委員は、6番 遠藤 宏委員、10番 富澤克彦委員、15番 林 藤江委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、1番 林 浩委員、14番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、1ページから3ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番および5番は、譲渡人が農業経営の廃止のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番は、申請地は営農型太陽光発電施設の設置が目的となっておりますが、譲渡人である土地所有者と太陽光発電施設の設置者は同じであります。農地の耕作者のみ違うこととなっております。

譲渡人が太陽光発電施設を設置いたしますが、その農地に譲受人が使用貸借権を設定するものです。同世帯内での多様な農業経営を行いたいため、発電施設は営農型として計画されております。

この案件につきましては、4条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、4条あわせて提出されています。

なお、一時転用の案件につきましては、総会議案4ページの議案第2号整理番号2番でご審議いただきます。

3条の使用貸借権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

整理番号3番は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番は、譲渡人が遠方に住んでおり耕作できないため、売買により譲受人に所有権移転をするものです。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 去る、7月29日、木曜日午後1時30分より市役所4階会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲渡人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も農地の良質な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号2番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人で土地所有者である母が太陽光発電施設を計画していますが、その農地に譲受人が使用貸借権の設定を行うものであります。そのため、営農型として計画しており、パネルの下部農地に陰性植物である「〇〇〇〇」の作付けを行う予定です。

譲受人は、主に〇〇地域で営農しており、農地の維持管理については特に問題ないと思われませんが、申請地においては、太陽光発電設備について、農地法第4条の一時転用許可申請が議案第2号整理番号2番において、今回上程されています。本総会において、議案第2号整理番号2番が許可相当の意見を附して進達することに決定された場合は、先ほど事務局からの説明があったとおりになります。

本案件の使用貸借権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、千葉県知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思われれます。また、一時転用の許可と同時

に3条の許可することが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番の2件について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号3番および4番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号3番および4番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

これらの申請について、譲渡人の〇〇氏は農業経営の規模縮小、また譲渡人の〇〇氏は住所地从り遠隔地であり、耕作不便な農地を処分したい意向があり、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、農地を取得するものであり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

これまでの営農状況から所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、17番 大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号5番について、埴推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の所有者が成年後見人（保佐人）の弁護士に選任され、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため売買にて〇名の共有農地で、持分〇〇〇〇分の〇〇〇を譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自作地に近く、通作に支障のないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは、4ページから5ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番、転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、支柱部分の一時転用です。

申請地の農地区区分は、第1種農地、不許可例外事由Dに推定されます。

整理番号2番、転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、支柱部分の一時転用です。

整理番号2番は、総会議案1ページの農地法第3条議案第1号整理番号2番で、ご審議いただきました案件の関連となります。

申請地の農地区区分は、農用地区域内の農地ではありますが、不許可例外事由Cに推定されます。

整理番号3番は、転用目的は、集合住宅用地です。

申請地の農地区区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号4番は、転用目的は、貸家の敷地拡張および駐車場用地です。

申請地の農地区区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、4件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申

請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

木内推進委員には電話にて連絡してあります。

申請地は、〇〇〇〇前〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇方面へ〇〇m進んだ地点を右折し、水田沿いに〇〇方面へ〇〇km進んだ右側になります。

本件は、申請人は市内在住の農業後継者ですが、申請地で〇〇〇を栽培しながら、申請地の一部に一時的に支柱を立て上部空間で太陽光発電設備を設置し、営農と売電を両立させるものです。

また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2m以上確保され、配置も周辺の土地に支障がないと考えられます。

なお、下部農地における営農計画および資金計画も妥当であり、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号2番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

これは、先ほどの議案第1号整理番号2番と関連しています。

場所は、国道〇〇号線を〇〇〇に向かうと左側に道の駅があります。国道を挟んで右側に〇〇〇園の〇〇〇があり、その隣接地になります。

本件の申請人は、市内在住の農業者ですが申請地で〇〇〇〇を栽培しながら、申請地の一部に一時的に支柱を立て、上部空間で太陽光発電設備を設置し、営農と売電を両立させるものです。

また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2m以上確保され、配置も周辺の土地に支障がないと考えられます。

なお、下部農地における営農計画および資金計画も妥当であり、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番、4番の2件について、11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号3番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東へ〇〇m位行った所の国道〇〇号線を〇〇方面へ約〇m位行った所を左折し、そこをまた〇m先を右折して〇〇m位先の右側になります。

ここは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側になります。

本件は、申請人は市内在住の農業者ですが周辺の住環境が整い、居住の需要が見込める申請地に集合住宅を1棟建築するものです。

申請地では、ほぼ畑地となっているため、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は敷地内で浸透柵より浸透処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接する農地はありません。

なお、申請地は香取市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

続きまして、整理番号4番について、これは3番と同一の土地になります。

本件は、申請人は市内在住の農業者で、また申請地の隣接地において、平成元年ころより貸家住宅を経営していますが、この貸家住宅用の敷地と駐車場が不足しているため、申請地を貸家の敷地および貸家用の駐車場とするものです。

なお、申請地では、既に貸家の敷地および駐車場として利用されているため、始末書が提出されています。

排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透処理となります。

また、隣接する農地ありません。

なお、申請地は香取市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、6ページから9ページで、整理番号は1番から9番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地です。権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号2番、3番、4番は関連案件で、転用目的は、貸店舗用地で権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号5番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号6番、7番は関連案件で、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号8番、転用目的は農業用施設用地で、権利の内容は、使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号9番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、9件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

飛ヶ谷推進委員には電話にて報告いたしました。

場所は、〇〇〇〇が行われる〇〇〇〇のすぐそばに〇〇〇〇〇があり、その裏手が現地になります。

本件は、譲受人は現在アパートで暮らしていますが、手狭となっているため申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では埋立て等はいりません。

排水は、雨水は雨水桝より敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置にて敷地内処理となります。

また、隣接する農地との境界には、コンクリートブロックを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたし

ました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番から4番の3件について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号2番から4番の3件については、関連案件ですので、一括して坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を左に見て直進すると信号のある丁字路に突き当たります。その左手になります。

以前〇〇〇〇設置の申請がありました隣接地となります。

本件の譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する建設業などを営む法人ですが、住宅地域の中にあり集客の見込める申請地において、出店の要望もあるため貸店舗を建設するものです。

また、貸店舗の利用は〇〇〇〇〇〇〇〇が予定されております。

申請地では、接地する道路と高さをあわせるため、50cmほど盛土を行います。

排水は、雨水は雨水貯留槽より市道側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接する農地との境界にはコンクリートブロックを設けることで、営農への被害を防止します。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

整理番号5番について、10番 富澤克彦委員でございますが、本日、欠席のため事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇より北の方角に〇〇mの所になります。

本件は、譲受人は市内で〇〇〇を営んでいますが、事業の拡大により〇〇の保管場所が不足しているため、申請地に〇〇置場を設けるものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内で自然浸透処理となります。

また、隣接する農地とは高低差がないため、営農に被害をあたえるおそれはありません。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番、7番の2件について、11番 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 整理番号6番と7番の2件については、関連案件ですので、一括して高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北へ約〇〇m位行った所を右折し、そこを〇〇m位行った所の右側になります。

本件は、譲受人は市内に本店のある〇〇〇〇などを営む法人ですが、周辺の住環境が整い、住宅地としての需要が見込める申請地を宅地分譲用地とするものです。

申請地では、接地する道路と高さをあわせるため、60cmほど盛土を行います。

排水は、雨水は市道側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接する農地との境界にはL型擁壁を設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は香取市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番について、13番 鵜澤幹司委員。

1 3番鵜澤委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

齋藤推進委員には、電話で説明しております。

まず、場所ではありますが〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇より〇〇方面に向かいますと、〇〇〇の〇ございます。それを渡りますと左カーブになっておりますが、そこを右折、〇mほど行きますと左折していただきまして約〇〇m行きますと、いきどまりのような場所になります。そこが関係の場所です。

本件は、譲受人は市内に本店のある主に〇〇〇〇〇〇の生産、販売を営む法人であります。現在収穫した〇〇〇〇〇〇などの保存は、農業用のハウスや借りている保管庫を利用しているため、自己所有の〇〇貯蔵庫を建設するものであります。

申請地では、部分的に畑地となっているため、埋立て等はいりません。

排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透処理となります。

また、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等が流出する恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読をさせていただきます。

整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○○○沿いにある○○○の○○○と○○○○○○○○○○の場所より○○○方面へ○○mほど行った所を左折し、そこより○○mほど先になります。

本件は、譲受人は○○○○○○○在住の会社員ですが、○○施設と○○地にはさまれ耕作がされていない申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内で自然浸透処理となります。

また、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等が流出する恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは10ページから36ページで、整理番号は1番から53番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上53件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号8番は、○の事案でございます。

よって、この事案に関しての議長は、香取市農業委員会会議規則に基づき、鶴澤会長職務代理者に議長の職をお願いしたいと思います。

(鶴澤会長職務代理者議長席へ議長を交代)

(会長は隣の席へ移動)

議長(鶴澤会長職務代理) それでは、議案第4号整理番号8番について、伊藤 寛会長に代わり議長を務めさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議案第4号 整理番号8番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○○○の退場を求めます。

(○番 ○○ ○○○ 退場)

議長(鶴澤会長職務代理) これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鶴澤会長職務代理) 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号8番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鵜澤会長職務代理) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○○○の入場を許可します。

(○番 ○○ ○○○ 入場・着席)

議長(鵜澤会長職務代理) これをもって、議長を伊藤会長へ戻します。

(伊藤会長議長席へ議長を交代)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号 整理番号8番を除く52件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号整理番号8番を除く52件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号整理番号8番を除く、52件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対

する意見を求める。令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは37ページから53ページで、整理番号は1番から5番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、5件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は6件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農

用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は65件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和3年8月4日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時39分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人